

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,069,602	流動負債	2,738,462
現金及び預金	75,959	買掛金	146,749
売掛金	2,756,770	工事未払金	63,542
商品	411	未払金	774,840
原材料及び貯蔵品	3,101	未払費用	1,306,938
前払金	30	未払法人税等	5,269
前払費用	132,384	前受金	16,782
短期貸付金	3,997,162	預り金	51,059
未収入金	46,811	賞与引当金	366,176
その他	57,559	役員賞与引当金	6,875
貸倒引当金	△587	その他	230
固定資産	3,656,757	固定負債	22,335
有形固定資産	1,858,994	長期未払金	3,325
建物	323,762	その他	19,009
構築物	6,195		
機械及び装置	40		
車両運搬具	89,485		
工具器具及び備品	12,023		
土地	1,427,487		
無形固定資産	6,836	負債合計	2,760,798
ソフトウェア	76		
電話加入権	6,760	純資産の部	
投資その他の資産	1,790,926	株主資本	7,954,899
投資有価証券	74,762	資本金	100,000
関係会社株式	201,866	資本剰余金	20,166
出資金	40	その他資本剰余金	20,166
破産更生債権等	15,328	利益剰余金	7,834,733
長期前払費用	8,711	利益準備金	25,041
繰延税金資産	1,207,744	その他利益剰余金	7,809,691
投資不動産	153,668	繰越利益剰余金	7,809,691
長期未収入金	25,139	評価・換算差額等	10,661
その他	139,799	その他有価証券評価差額金	10,661
貸倒引当金	△36,135		
資産合計	10,726,359	純資産合計	7,965,561
		負債・純資産合計	10,726,359

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品

最終仕入原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

未成工事支出金

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～47年

車両運搬具 2～5年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づいて定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の自家用自動車管理事業及び社会サービス事業は、当社とサービス提供先との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、契約期間にわたって継続的にサービスを提供しております。当該履行義務については、契約期間にわたり顧客に対し契約に基づくサービスを提供することにより充足されるため、一定の期間にわたり充足する履行義務としております。また、顧客は、契約に定められた月額料金やサービス提供料に応じた利用料金を当社に支払うことになっており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり、各月の収益として計上しております。

なお、当該対価については、各月における履行義務の充足後、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は概ね 30 日以内となっております。

5. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

当期純損益金額

当期純利益金額 1,579,869 千円